

令和8年度 広島高速道路構造物定期点検業務 特記仕様書

(適用)

第1条 本特記仕様書は、令和8年度 広島高速道路構造物定期点検業務に適用する。

2 本業務の実施にあたっては、次に基づき実施しなければならない。

- ・ 設計業務等共通仕様書 令和7年8月 広島高速道路公社（以下、「共通仕様書」という。）
- ・ 道路構造物の点検要領（案）平成31年3月 広島高速道路公社（以下、「点検要領」という。）
- ・ 道路橋定期点検要領（技術的助言）令和6年3月 国土交通省 道路局
- ・ 道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）令和6年3月 国土交通省 道路局
- ・ 橋梁における第三者被害予防措置要領（案）平成28年12月 国土交通省 道路局 国道・防災課
- ・ その他関連図書

(業務内容)

第2条 本業務は、広島高速道路公社が管理する道路構造物のうち橋梁の定期点検を行うもの。

2 打合せ

打合せは、業務着手時、各作業中の主要な区切りの時点及び成果品納入時に行うこと。

3 点検計画

(1) 橋梁台帳等出力

点検に先立ち、橋梁台帳、過年度点検調書、橋梁管理カルテ、補修履歴等出力を行う。

(2) 業務計画書作成

業務目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、共通仕様書第1112条第2項に基づき業務計画書を作成し、調査職員に提出すること。

(3) 現地踏査

定期点検に先立ち現地踏査を行い、点検対象橋梁の変状（劣化・損傷の有無・程度等）を把握する他、周辺環境及び近接時の条件・制約、交通状況及び作業時の交通規制要否等、現場概況を調査し記録（写真撮影含む）を行うこと。

(4) 関係機関との協議

業務計画書内容及び現地踏査結果を踏まえ、点検作業等の実施にあたり協議・調整が必要となる事項の整理と関係機関抽出、協議資料等作成及び協議を行うこと。

(5) 点検新技術の積極的な導入

受注者は、点検成果の精度向上、点検作業の効率化・安全性向上、通行規制等によるお客様サービス低下の抑制についても考慮し、これらの代替策・解決策となる可能性のある点検新技術がある場合は、調査職員と協議して積極的な導入を図ること。

4 橋梁定期点検

第1条第2項に示す点検要領等に基づき、高所作業車・橋梁点検車・点検用足場あるいははしご等を用いて、次の作業項目を実施すること。

なお、橋梁点検等の作業は、点検に必要な知識及び技能を有する者が行うこと。

(1) 状態の把握（近接目視点検）

状態の把握は近接目視を基本とし、必要に応じて橋梁点検車又はリフト車等の近接手段を用いて点検を行うものとする。

沓座等に土砂やゴミ等が堆積している場合は、清掃を行って点検を実施すること。また、床版等で鉄筋が腐食している場合は、狭隘箇所で困難な場合を除き防さびスプレー等で保護を行うこと。鋼製部材の腐食部に剥離の可能性がある場合は応急措置（腐食部の除去及び防錆処置等）を実施、添接部材に緩みが確認される場合は締め直しのうえ部材にIラインを明示のうえ、スケッ

チや写真、動画撮影等で記録すること。

構造物の損傷や変状を確認した場合、過年度点検で確認されていた損傷等の劣化進行が確認された場合は、損傷等の形態・位置・規模（寸法）・数量を調査し、スケッチや写真・動画撮影等で記録すること。

また、損傷確認箇所の周辺部を調査し、損傷要因と考えられる事象の有無を確認すること。

特異な損傷や劣化進行が著しい損傷が確認され、詳細調査等を必要とする場合は、速やかに調査職員に報告し指示に従うこと。

(2) 打音検査（第三者被害予防措置・劣化状況把握）

打音検査は所定の点検ハンマでコンクリート表面を叩き、その打音から損傷の有無を推定する。打音検査で、濁音が認められた箇所には、チョークでマーキングを行う。

打音検査を行う際に、架橋位置の地形・交通状況・交差物件・障害物等により、実施が困難な場合は調査職員と協議するものとする。また、マーキングされたうき・剥離箇所に対して、所定の石刃ハンマでできる限りその部分のコンクリートを叩き落とすものとする。なお、うき、剥離の範囲が広い場合やPC桁等叩き落とすことによって構造の安全性が損なわれるおそれのある場合は、調査職員と協議するものとする。

応急措置では対応できず緊急対応が必要と判断される損傷が確認された場合は、速やかに調査職員に報告し指示に従うこと。

5 点検報告書等作成

(1) 定期点検報告書作成

点検結果をもとに、橋梁毎に別紙様式「定期点検報告書(1)～(4)」を作成すること。

なお、定期点検報告書は、1つの橋梁について上部工、下部工、及びはり上構造物の3つの区分で作成すること。

(2) 損傷区分の判定

点検で確認された構造物の損傷や変状について、点検要領に基づき損傷度を判定（判定区分：S～C）し、定期点検報告書に明記すること。

(3) 対策区分の判定

点検で確認された構造物の損傷や変状のうち、対策区分を判定する必要のあるもの（損傷度判定S又はA）について、点検要領に基づき対策区分を判定（対策区分：T 1～Q）し、定期点検報告書に明記すること。

(4) 国調査報告書の作成

定期点検報告書をもとに、橋梁毎に別紙様式「77条調査報告用様式（様式1、2、3）」を作成すること。

6 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や点検表等のとりまとめを行うこと。

なお、とりまとめにあたっては、「点検一覧表」を作成すること。

（履行期間）

第3条 本業務の工期は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

このうち、検査期間として9日間を見込んでいる。

（情報共有システム）

第4条 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては、「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。

2 本業務で使用する情報共有システムは次とする。

広島県工事中情報共有システム（<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html>）

3 調査職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行い利用料を支払うこと。

(労働環境改善[ウィークリースタンス])

第5条 本業務は労働環境改善（ウィークリースタンス）を目的とした業務であり、次により実施すること。

2 初回打合せ時に、本取組の内容を発注者から受注者に説明するとともに、取り組む意思、内容を別紙-1「ウィークリースタンス推進チェックシート（初回打合せ時）」（以下「別紙-1」という。）を基に確認し設定すること。

取組期間については、初回打合せ時（実施内容を設定した日）から工期末までとし、ノ一残業データは、受発注者がそれぞれ定める日を原則として週1日以上設定すること。

なお、広島高速道路公社における各週のノ一残業データは水曜日としている。

3 受注者は、別紙-1に取組内容を整理し、業務打合せ簿で提出し、受発注者間で共有すること。

4 中間打合せ等を利用し、受発注者間で取組のフォローアップ等を行うこと。

5 成果物納入時の打合せにおいて、実施結果（効果・改善点等）を受発注者双方で確認し、別紙-2「ウィークリースタンス推進チェックシート（実施結果）」に記入して業務打合せ簿で提出し、これを受発注者間で共有すること。

なお、別紙-1 及び 別紙-2 については、「広島高速道路公社ホームページ」の「技術管理」>「技術管理資料」>「要領・基準等」に掲載してある様式を使用すること。

(管理技術者の配置)

第6条 本業務の実施にあたっては、共通仕様書第1107条の管理技術者を定めること。

なお、管理技術者に、次の資格要件のいずれかの保有技術者を配置できること。

・ 技術士

総合技術監理部門：建設-鋼構造及びコンクリート

建設部門：鋼構造及びコンクリート

・ 国土交通省登録資格技術者

施設分野：橋梁（鋼橋）業務：点検

施設分野：橋梁（鋼橋）業務：診断

施設分野：橋梁（コンクリート橋）業務：点検

施設分野：橋梁（コンクリート橋）業務：診断

・ 土木学会認定技術者

特別上級技術者（鋼・コンクリート）

上級技術者（鋼・コンクリート）

1級土木技術者（鋼・コンクリート）

※ 国土交通省登録技術者資格については、国土交通省ホームページで公開されている。なお、本業務における国土交通省登録資格とは、令和7年2月14日時点で登録された資格のみを対象とする。

国土交通省ホームページアドレス (https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html)

(照査技術者の配置)

第7条 本業務の実施にあたっては、共通仕様書第1108条の照査技術者を定めること。

なお、照査技術者には、次のいずれかの資格を有する者を配置すること。

・ 技術士

総合技術監理部門：建設-鋼構造及びコンクリート

建設部門：鋼構造及びコンクリート

- ・国土交通省登録資格技術者
 - 施設分野：橋梁（鋼橋）業務：点検
 - 施設分野：橋梁（鋼橋）業務：診断
 - 施設分野：橋梁（コンクリート橋）業務：点検
 - 施設分野：橋梁（コンクリート橋）業務：診断
- ・土木学会認定技術者
 - 特別上級技術者（鋼・コンクリート）
 - 上級技術者（鋼・コンクリート）

（担当技術者の配置）

第8条 本業務の実施にあたっては、業務の管理を行う主となる担当技術者（1名）を定め、発注者に通知すること。

主となる担当技術者は、業務の履行場所に常駐させるものとする。

なお、主たる担当技術者には、次のいずれかの資格を有する者を配置すること。

- ・技術士
 - 総合技術監理部門：建設-鋼構造及びコンクリート
 - 建設部門：鋼構造及びコンクリート
- ・国土交通省登録資格技術者
 - 施設分野：橋梁（鋼橋）業務：点検
 - 施設分野：橋梁（鋼橋）業務：診断
 - 施設分野：橋梁（コンクリート橋）業務：点検
 - 施設分野：橋梁（コンクリート橋）業務：診断
- ・土木学会認定技術者
 - 特別上級技術者（鋼・コンクリート）
 - 上級技術者（鋼・コンクリート）
 - 1級土木技術者（鋼・コンクリート）

（点検作業中の安全対策等）

第9条 本業務の実施にあたっては、作業の安全確保のみならず、一般交通や沿道住民の安全を損なうことが無いよう十分配慮すること。

- 2 現場条件や関係機関との調整結果により、止むを得ず本線通行止めが生じる場合がある（規制は受注者で実施）。本線通行止めが必要になる場合は、調整期間として約3か月を要するため、実施計画の段階で必要最小限の規模・期間とした規制計画を策定し、調査職員と協議を行うこと。また、公安委員会等関係機関に対して協議資料作成に協力すること。
- 3 受注者は、広島高速道路公社が毎月開催する「広島高速道路維持管理協議会（規制等調整会議）」に出席し、他工事又は他業務と広島高速道路における通行規制予定を情報共有するとともに、通行規制の実施時期・場所が近く通行規制の統合を図ることができる場合は、可能な限り通行規制を統合し、広島高速全体での通行規制機会削減・縮減を図ること。
- 4 広島高速道路上で通行規制を行う場合は、広島高速道路公社制定の「保安施設設置基準」に基づき行うこと。ただし、関係機関等との協議により、これにより難い場合には、調査職員と協議して定めること。
- 5 受注者は、広島高速道路公社発注の温品JCT連結路工事受注者で構成される広島高速2号線5号線連結路整備工事連絡調整会議に必要な時期に出席し、工程調整を図ること。

6 点検作業場所近傍にトイレが無い場合は、トイレカーを設置すること。

(資料の貸与及び返却)

第 10 条 本業務に必要な資料については、契約締結後、受注者に対し貸与する。

(コンクリート詳細調査)

第 11 条 床版に劣化が認められる次の 4 橋梁について、床版取替の必要性について検討するためコンクリート詳細調査を実施する。ただし、具体的な調査箇所は発注者と協議して決定すること。

対象橋梁

- ・ 法道寺大橋（下り）
- ・ 長伝寺大橋（上り）
- ・ 長伝寺大橋（下り）
- ・ 平林大橋（上り）

調査内容

- ・ 塩化物イオン含有量：ドリル粉採取 5 試料/箇所 × 3 箇所/橋 × 4 橋 = 60 試料
- ・ 中性化深さ : ドリル粉採取 3 箇所/橋 × 4 橋 = 12 箇所

(打合せ協議)

第 12 条 業務着手時及び成果物提出時並びに業務履行中の間打合せを実施すること。

なお、業務着手時及び成果物提出時には、管理技術者が立会うこと。

(成果物)

第 13 条 本業務の成果物は次のとおりとする。

- ・ 報告書 一式（「77 条調査報告用様式（様式 1、2、3）」、「定期点検報告書(1)～(4)」、「点検一覧表」、その他関連資料）

2 本業務は、共通仕様書第 1117 条及び第 1144 条に基づき、成果物を提出すること。

(その他)

第 14 条 本特記仕様書及び共通仕様書に定めのない事項、また業務の実施にあたって疑義が生じた場合は、別途調査職員と協議することとし、受注者独自の判断で処理してはならない。

以上